

## 静岡大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止等のための基本方針

### 1 本校の基本方針

本校は、児童生徒が社会の中でいきいきと生活していく姿をめざし、保護者や地域とともに、一人ひとりの発達の可能性を最大限に伸ばす教育を実践するために「心身ともに健康で、積極的に社会参加する人の育成をめざす」を学校教育目標としています。このため、児童生徒の心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えるいじめについては、人権上の重大な問題ととらえ、児童生徒が安心して学校生活を送り、人とのかかわりの中で自分を磨き積極的に社会参加できる学校づくりに取り組んでいます。

そこで、本校では、2013年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、静岡大学が制定した「静岡大学附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」（2014年10月9日役員会承認）を踏まえ、「静岡大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。

### 2 いじめ防止に関する基本的考え方

#### (1) 未然防止のための環境づくり

##### ア 学校生活全般における配慮

- ・一人ひとりの児童生徒を大切にしたい分かりやすい授業を行い、達成感や充実感を感じることができるようにします。
- ・すべての教育活動において、児童生徒に命の大切さや思いやりの心を育み、互いに認め合うことができる人間関係をつくります。
- ・すべての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校作り・学級作りを行います。

##### イ 縦割り活動（ふれあい活動）の実施

- ・小、中、高と一緒に活動することにより、年齢が異なる人とより豊かな人間関係を築くことができるようにします。

##### ウ 連絡ノート等による保護者との連携

- ・連絡ノートの活用により、担任と保護者が日頃から密に連絡を取り合い、信頼関係を築くようにします。

#### (2) いじめの早期発見

##### ア 日常的な児童生徒の行動観察を行います。

- ・ささいな兆候、児童生徒からの訴えがあった場合、全ていじめ防止対策推進委員会に報告、相談します。
- ・得られた情報について学部及び学校内で情報共有、連携を図ります。

##### イ 情報収集

- ・家庭訪問や個人面談でいじめに関する内容も含めます。
- ・「いじめ相談窓口」を設置し、児童生徒から情報を集めたり、保護者からの相談を受け付けたりします。
- ・欠席状況（長欠児童生徒）を把握します。
- ・学校評価アンケートの中にいじめ防止につながるような取り組みを記入する項目を設定します。

#### (3) いじめへの対処

##### ア 事実確認と状況把握 併せていじめ防止対策推進委員会への報告

- ・いじめを確認した学級担任等は、迅速に校務主任に報告し、校務主任は、「いじめ防止対策推進委員会」の開催を要請します。
- ・いじめ防止対策推進委員会への報告内容は以下のような事項とし、校務主任と学級担任が中心となって詳細な事実確認を行います。

○状況や訴えの概要 ○日々を目撃情報等の集約 ○連絡帳、保護者からの情報

○保健室での様子 ○インターネット、携帯電話でのやりとり

#### イ いじめを受けた児童生徒への支援と心のケア

- ・いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を整えます。
- ・生徒指導主事、担任、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で心のケアを図ります。

#### ウ いじめを行った児童生徒への指導と心のケア

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させます。
- ・いじめを行った児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、児童相談所等と連携して対応します。

#### エ 両者の保護者への対応

- ・事実確認のための聴き取りにより判明した情報を適切に提供します。
- ・家庭訪問を実施し、正確な事実関係を両保護者に伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合います。

#### オ 周りの児童生徒への指導と心のケア

- ・被害者児童生徒、加害者児童生徒やその保護者に確認を取り、可能な範囲で事実を伝え、間違った情報を流すことがないように指導します。
- ・周りの児童生徒の実態に応じた聴き取りを行います。
- ・ケースによっては、いじめ防止対策推進委員の他に複数の教職員や心理、福祉の専門家、医師、警察等のサポートも視野に入れます。

#### カ 関係機関との連携

- ・静岡大学との連携

いじめが確認された場合には、附属学校園事務室に電話で第一報を入れ、速やかにいじめの事実について紙面にて報告し、連携して対応します。

- ・静岡県教育委員会や各市教育委員会等と連携します。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものについては、静岡大学と協議の上、所轄警察署に通報し、連携して対処します。
- ・重大事態への対応  
大学の組織としての迅速な対応をします。必要に応じて「いじめ調査チーム」や「緊急サポートチーム」を派遣します。

### 3 いじめ防止対策推進委員会について

校内組織は、静岡大学教育学部のいじめ等防止に係る組織と連携しています。

#### (1) いじめ防止対策推進委員会の構成

<構成員> 校長 副校長 校務主任 教務主任 学部主事 事務係長 養護教諭  
特別支援教育コーディネーター 生徒指導主事

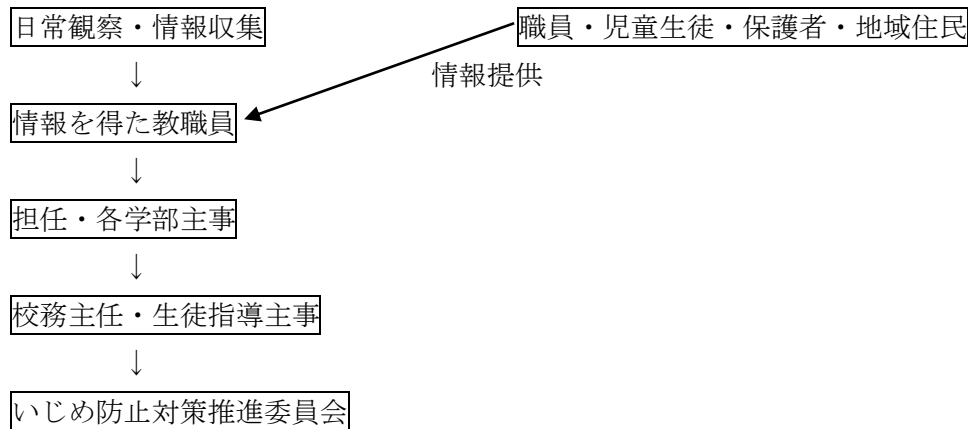
その他状況に応じて

学級担任 学年主任 部活動顧問 スクールカウンセラー 静岡大学 警察を加えます。

#### (2) 役割や機能

- ア いじめの相談・通報の窓口とします。
- イ いじめ防止の取組について計画策定を行い、全職員、保護者に周知及び確認をします。
- ウ 職員の専門性の向上のための研修を企画、運営します。

(3) 校内の組織的対応



(報告・共通理解→調査→調査報告→対応決定→対応)

4 年間計画

	いじめ防止対策推進委員会の取組	全職員での取組
前期	4月：本校のいじめ防止対策基本方針及び、いじめ未然防止への取組内容の確認  7月：夏季休業前状況把握 (児童生徒へのアンケート等の実施)	4月：職員会議で本校のいじめ防止基本方針、方策について周知徹底 ：本校の「いじめ防止基本方針」について保護者に説明（PTA総会）  7月：実態把握、共通理解→対応
夏期休業	※必要があれば臨時いじめ防止対策推進委員会を開催します。	
後期	※必要があれば臨時いじめ防止対策推進委員会を開催  12月：学校評価実施（いじめに関する事項）  2月：評価、マニュアルの見直し	9月：夏季休業中の児童生徒の様子を共通理解 (学部会、職員会議)  1月：冬季休業中の児童生徒の様子を共通理解 (学部会、職員会議)